

令和６年度　「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」　3.保険・年金・税・証明		
No.	件名・内容	回答
1	市・県民税に関すること （内容） 市・県民税に関する問い合わせについて	市・県民税に関する概要や個別のご相談について、収入等の状況を踏まえ回答しました。 （担当）市民税課（電話）０４８－７７５－５１３０
2	軽自動車税に関すること （内容） 軽自動車税に関する問い合わせについて	軽自動車税に関する概要や個別のご相談について回答しました。 （担当）市民税課（電話）０４８－７７５－５１３０
3	書類等の提出や請求について （内容） 名寄帳を郵送で請求したい。	必要書類や請求方法について案内しました。 （担当）資産税課（電話）０４８－７７５－５１３３
4	家屋調査について （内容） 家屋調査の日程調整をしたい。	家屋の所有者の都合に合わせて個別対応しました。 （担当）資産税課（電話）０４８－７７５－５１３３
5	納税相談について （内容） 納税に関する相談について	納税に関する内容について、概要や個別のご相談に対して回答しました。 （担当）納税課（電話）０４８－７７５－５１３５
6	振替口座について （内容） 振替口座に関する相談について	振替口座に関する内容について、概要や個別のご相談に対して回答しました。 （担当）納税課（電話）０４８－７７５－５１３５
7	納付書について （内容） 納付書に関する相談について	納付書に関する内容について、概要や個別のご相談に対して回答しました。 （担当）納税課（電話）０４８－７７５－５１３５
8	マイナンバーカードについて （内容） マイナンバーカードに関する問い合わせについて	詳細の掲載は控えていただきますが、個々の内容に応じて回答しております。 （担当）市民課（電話）０４８－７７５－５１２８
9	パスポートについて （内容） パスポートに関する問い合わせについて	詳細の掲載は控えていただきますが、個々の内容に応じて回答しております。 （担当）市民課（電話）０４８－７７５－５１２８
10	戸籍、転入・転出の手続き （内容） 戸籍、転入・転出に関する問い合わせについて	詳細の掲載は控えていただきますが、個々の内容に応じて回答しております。 （担当）市民課（電話）０４８－７７５－５１２８
11	上尾駅出張所での戸籍関係の手続きについて （内容） 上尾駅出張所で戸籍の手続きはできますか。	上尾駅出張所では扱っておりませんが、戸籍の手続きについては、上尾市役所本庁舎で受け付けます。 （担当）上尾駅出張所（電話）０４８－７７３－０６６６
12	戸籍の証明書の取得について （内容） 身分証明書の取得方法について教えてほしい。	身分証明書は、本籍地の市区町村へ申請いただく必要があります。 上尾市に本籍がある場合の取得方法は次のとおりです。 【１．窓口申請の場合】 次の①～③を上尾市役所証明書発行センターもしくは各支所・出張所にご提出ください。 ①本籍、筆頭者等の必要事項を記入した申請書／②マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の写し／③ご本人以外が申請される場合は委任状 【２．郵送申請の場合】 次の①～⑤を上尾市役所証明書発行センターにご郵送ください。 ①本籍、筆頭者等の必要事項を記入した申請書／②定額小為替（ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で購入・１通２００円）／ ③住所、氏名等を記入し、切手を貼った返信封筒／④マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の写し／⑤ご本人以外が申請される場合は委任状 （担当）証明書発行センター（電話）０４８－７８３－４９４０
13	海外在住者の戸籍の取得について （内容） 海外在住者の戸籍の取得方法について教えてほしい。	戸籍を取得するには、以下の３つの方法があります。 １．請求権のある親族による請求 日本国内に在住の直系親族（両親、配偶者、子等）に依頼して取得する方法です。 ２．委任状を用いた代理人による請求 委任状を作成し、代理人に取得を依頼する方法です。 ３．郵送による請求 ご自身が海外から直接、郵送で請求する方法です。必要書類はホームページをご覧ください。 （担当）証明書発行センター（電話）０４８－７８３－４９４０
14	課税証明書の取得について （内容） 他市に転出した場合の課税（非課税）証明書を郵送で取得する方法を教えてください。	課税基準日（毎年１月１日）に上尾市に住民登録がある場合の取得方法は次のとおりです。 【１．窓口申請の場合】 次の①～③を上尾市役所証明書発行センターもしくは各支所・出張所にご提出ください。 ①必要事項を記入した申請書／②マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の写し／③ご本人以外が申請される場合は委任状 【２．郵送申請の場合】 次の①～⑤を上尾市役所証明書発行センターにご郵送ください。 ①必要事項を記入した申請書／②定額小為替（ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で購入・１通２００円）／③住所、氏名等を記入し、切手を貼った返信封筒／④マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の写し／⑤ご本人以外が申請される場合は委任状 （担当）証明書発行センター（電話）０４８－７８３－４９４０

15	限度額適用認定証について (内容) 次年度の限度額適用認定証の申請はいつからできますか。	7月以降に来庁者の本人確認書類を持参して、ご申請ください。また、郵送での申請も可能です。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5136
16	保険料について (内容) 後期高齢者医療保険料の額が昨年より増えた理由を教えてください。	後期高齢者医療の保険料額は、前年中の所得に応じた所得割額と、被保険者一人ひとりに負担していただく均等割額の合算額となります。そのため、前年の所得の増減により、保険料の金額も変わります。また、均等割額及び所得割率は、後期高齢者医療制度の運営にかかる財政状況を考慮し、2年ごとに見直しを行います。このため、被保険者全体の医療費が増加した場合などには、保険料についても上がることがあります。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5125
17	高額療養費の申請手続きについて (内容) 後期高齢者医療の高額療養費の申請方法について教えてください。	対象者には、市から申請書をお送りします。1度申請をすれば、次回以降はお手続きの必要なく、口座へ振り込まれます。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5125
18	障害年金の受給について (内容) 障害年金を受給されている単身世帯の方と同居すると、お相手の障害年金は減額されますか。	今回の場合、お相手の障害年金が減額されることはありません。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5137